

船橋市身体障害者福祉センター運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、船橋市身体障害者福祉センター条例(昭和59年船橋市条例第10号)及び船橋市身体障害者福祉センター条例施行規則(昭和59年船橋市規則第18号)に基づく船橋市身体障害者福祉センター(以下「センター」という。)の運営管理について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的及び運営の基本方針)

第2条 センターは、身体障害者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものとする。

2 センターは、地域社会において活動を行っている障害者団体及びボランティア団体(以下「障害者団体等」という。)との連携、協力を図り、その活動の支援を行い、身体障害者の福祉の増進に資するものとする。

3 センターは、身体障害者福祉に関する普及啓発活動の実施及びボランティアの養成等の支援を行うものとする。

(センターの名称等)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 船橋市身体障害者福祉センター

(2) 位置 船橋市薬円台5丁目31番1号(船橋市社会福祉会館内)

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は以下の表に掲げるとおりとする。

職種	員数	職務内容
所長	1人	センター職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対して、法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
専門職員	1人以上	利用申し込みに係る調整、センターを利用する者(以下「利用者」という。)からの相談対応、サービスの提供等を行う。
事務職員兼指導員	1人以上	センターの事務、利用申し込みに係る調整、利用者からの相談対応、サービスの提供等を行う。

(事業内容)

第5条 センターが実施する事業は別表に掲げるとおりとする。

(利用対象者)

第6条 センターを利用できる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 船橋市に居住している身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者
- (2) 主に船橋市内で活動している障害者団体等
- (3) その他市長が認める者
（利用定員）

第7条 利用定員は、事業ごとに別に定める。

（費用負担）

第8条 利用料は無料とする。ただし、利用者は次に掲げる実費を負担することがある。

- (1) 材料費
 - (2) 保険料
 - (3) その他市長が適当と認めたもの
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明した上で支払いの同意を得るものとする。
 - 3 第1項の費用の支払いを受けた場合には、当該費用にかかる領収証を利用者に交付するものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、センターの利用にあたり職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙その他火気を使用しないこと。
- (2) 許可されない室又は附属設備を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに広告文等の掲示、配布又は物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- (4) 騒音を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上不適当と認められる行為をしないこと。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 所長は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 苦情解決体制の整備
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
（緊急時等の対応）

第11条 職員は、現に事業実施の際に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関及び家族へ連絡する等の措置を講じるとともに、所長に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 センターは、非常災害に関する計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する事項)

第13条 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

別表

事業名
相談事業
機能訓練事業
社会適応訓練事業
教養の向上等の事業
啓発事業
貸出事業
その他市長が必要と認める事業